

総合評価方式業務委託 運用の手引き（R4版）の主な改定点

技術管理課

令和4年8月1日以降に入札公告する業務委託から一部改定する「総合評価方式業務委託 運用の手引き」について、主な改定点をお知らせします。

1. 若手又は女性管理技術者育成支援制度の創設

入札公告日前日時点で、若手(満45歳以下)又は女性技術者を管理技術者に配置する際は、管理補助技術者を追加配置できるものとし、管理補助技術者を配置する場合の資格要件・評価は次のとおりとする。なお、管理補助技術者は担当技術者として配置するものとする。

- ・管理補助技術者に対する資格要件
管理技術者と同じ(管理技術者・管理補助技術者ともに必要)。
- ・技術提案書の評価
管理技術者に替え、管理補助技術者の評価値を採用する。

※国土交通省中国地方整備局の制度「令和4年度入札・契約方針(業務)についてー若手技術者の育成支援制度(管理補助技術者の配置)(P44)」を参考にしたものです。なお、詳細は後日通知する運用手引き等でご確認ください。

2. 満35歳以下の担当技術者を配置する場合に評価

入札公告日前日時点で満35歳以下の技術者を担当技術者として配置する場合に評価する。

- 配置がある場合・・・3点
- 配置がない場合・・・0点